

『宋会要』道积部訓注(四)

はじめに

本論は、『宋会要』道积部訓注の続編である。今回は「披度、普度、度牒、附」の項を読んでいく。本訓注をなすに当って主として利用した先行研究は以下の成果である。

竺沙雅章『中国仏教社会史研究』(同朋舎出版、一九八二年)
高雄義堅『宋代仏教史の研究』第一章「宋代の度及び度牒制」(百華苑、一九七五年)

塚本善隆『中国近世仏教史の諸問題』第一「宋の財政難と仏教」(大東出版社、一九七五年)

白文固「宋代僧籍管理制度管見」(『世界宗教研究』、二〇〇二年第二期)

白文固「唐宋試経制度制度探究」(『史学月刊』、二〇〇五年第八期)

永井政之
程本正
山本隆
吉田香苗
大澤邦由

白文固「唐宋時期戒牒和六念牒管理制度」(『青海社会科
学』、二〇〇五年第二期)

諸戸立雄『中国仏教制度史の研究』(平河出版社、一九九〇年)

なお、白氏論文三点は、『中国古代僧尼名籍制度』(青海人民出版社、二〇〇二年)に収録されている。

はじめに、宋代における出家、度牒制度の概略を、俯瞰しておきたい。

本論の範囲におけるテーマは、Ⅰ試経得度、Ⅱ普度、Ⅲ諸名山に対する特恩、Ⅳ僧尼道士の人数、Ⅴ度牒の五点に区分できると思われる。

はじめに本論全体に関わる童行制度について触れておきたい。

童行とは、剃髪受戒以前に寺院において、一定期間、読経

や戒律修行をしながら生活していく有髪の修行者の呼称であり、沙弥、沙弥尼以前の準備段階として存在していた。『宋会要』では特に男子を「行者」、女子を「長髮」と呼んでいる。

Ⅰ 試経得度は、童行が剃髮得度する機会のひとつであり、官吏による童行の經典誦力の試験のことで、僧尼の質の維持を主な目的として行われた。『宋会要』では太宗の雍熙二年(九八五)には読経三百紙を課し、合格した者の得度を許し、また至道元年(九九五)には念経または読経を課したとある。これに合格すれば剃度が許可されるのだが、至道元年の勅では、法に従わず勝手に得度したり、偽の度牒を購入した場合にはペナルティを課するという記述も見られる(本稿〔68〕を参照)。また、本稿〔59〕では毎年の聖節に試経を行うことや、童行が試経の際に読まねばならぬ経の枚数などに触れている。

Ⅱ 普度は、皇帝の意思により、決められた人数を得度させるものである。特恩、或いは恩度と同義である。それは皇帝あるいは皇后の聖誕節の日に実施されることが多い。本来は、試経に合格した一定人数の者しか得度させないのであるが、この場合に限り、特例として試経を経ることなく得度し、僧侶になることができたのである。本稿では〔63〕、〔64〕、〔66〕が普度に関する記載である。

Ⅲ 名山に対する特恩については、普度の例外として区別し

た。詳細は〔65〕、〔69〕、〔71〕に任せるが、これらによれば五台山や天台山、白馬寺などの名山名刹に對して、毎年承天節(真宗の誕生日)に、決められた人数の童行を、試経を経ずに得度させる勅が下されている。

次にⅣ僧尼道士の人数は本稿〔60〕、〔67〕で扱っているが、各年に一体何人の僧尼道士が得度したのか、地域別に詳細な数字で示されている。

最後にⅤ度牒。度牒は「度僧牒」、「祠部牒」、「披剃文牒」ともい、法的手順を踏んで剃度した者に祠部が発給する証書である。度牒には得度者の本籍、俗姓名、年齢、到院の年月日、所属寺院、師主名を列記、祠部長官等、関係官僚の連名捺印が記入されていたようであり、『慶元条法事類』巻五〇の「師号度牒門道釈令」によれば、度牒の交付を受ける際に披剃錢一貫を納めた。『統資治通鑑長編』巻一八、太宗太平興国二年(九七七)の条には、祠部牒給付の際、一道(一枚)ごとに百錢を祠部に納めるという規定を撤廃すべきという進奏の条が見られる。(本稿〔62〕を参照)

ちなみに本稿〔73〕では、度牒を購入して私度僧となつた者は処罰の対象となっている。いったい宋代における度牒売買の開始は治平四年(一〇六七)または熙寧元年(一〇六八)と言われるが、ここでは咸平五年(一〇〇二)の勅が収録され、これ以降盛んとなる度牒売買の一端を知らしめて

いる。

〔吉田〕

〔59〕

〔原文〕

宋会要（披度、普度、度牒、附）

凡僧道童行、每三年一造帳上祠部、以五月三十日至京師。童行念經百經、或誦五百紙。長髮念七十紙、或誦三百紙合格。每誕聖節、州府差本州判官録事參軍、於長吏庁試験之。

〔訓誦〕

凡そ僧道の童行は、三年ごとに一たび帳を造りて祠部に上り、五月三十日を以て京師に至る。童行は経を念ずること百紙、或いは読むこと五百紙。長髮は念ずること七十紙、或いは読むこと三百紙にて合格とす。誕聖節ごとに、州府は本州判官録事參軍を差わし、長吏庁に於いて之を試験す。

〔解説〕

仏道兩教の童子・行者の得度申請から試経に至るまでの手順、並びに聖節に際しての行政側の諸準備に関する記録。冒頭夾注にあるように、本節以下は僧尼得度の状況や規定、および度牒の取り扱いに関する法令が収録される。

北宋以前の童行と度牒の法制に関する研究は高雄義堅氏や塚本善隆氏らの研究に詳しいが、ここでは五代当時の童行の

得度申請から度牒下付に至るまでの過程を簡潔にまとめた諸戸立雄氏『中国仏教制度史の研究』（一九九〇年、平河出版社、二六三頁）の一節を引用しておきたい。〔59〕の記述は「得度申請」から「經典試験」までに相当すると思われる。（引用中の括弧「」は引用者の挿入である）

当時「五代」の出家得度は、おそらく師主を通して本州府に得度申請（郷里耆宿の保明を要す）↓經典試験↓合格者に対し府州より政府へ得度許可の奏請↓政府より師主あるいは本人に宛て得度許可証の下付↓剃髮得度（官壇。後晋では府州の戒壇において）↓度牒下付申請、という順序をとったものとみられるのである。

さて、冒頭の「童行」とは、中国仏教教団においては「出家」以前の修行者を指す。『織田仏教大辞典』では「禪寺に入寺せし年少にして未得度の童子に名く」と説明する。「長髮」も同様に「落髮」以前の修行者で、『宋会要』では特に女性の修行者を指している。ともに戒律を受けた比丘、比丘尼、式叉摩那、沙弥、沙弥尼の所謂「出家五位」とは区別される。次いで「每三年一造帳」とは、三年に一度、僧尼および童行籍を祠部に報告することで、替寧の『大宋僧史略』巻中「僧籍弛帳」（大正蔵五四―二四七c）には「帳を造りて籍に入るは、太和五年（八三）より始まるなり。（中略）今、大宋は周の顕徳の條貫を用い、三年に一造すること、律令に

著すなり」とあり、『宋会要』にいう「每三年一造帳」が『五代会要』卷十二、『旧五代史』卷二一五の「顕徳五年七月每三年一造」という法令を受け継いだものと了解される。なお、この僧尼籍に登録された人数に基づいて得度許可の人数が決定されるといふ事例は、〔59〕以下にしばしば見られる。

所謂「試経度僧」の合格基準について、〔60〕では童行で「念経一百紙」または「読経五百紙」、長髪で「念経七十紙」または「読経三百紙」と規定する。〔61〕〔64〕〔68〕にも度牒下付に関する記載が見られるが、僧尼数に対する度牒許可の割合や試経の合格基準などはそれぞれ異なる。ちなみに、『慶元条法事類』卷五〇(新文豊本、四六九頁)には釈道兩教の度牒下付の条件を「聖節試度童行。試。道童は念経すること肆拾紙、行者は念経すること壹佰紙、或いは伍佰紙を読む。尼童は念経すること柒拾紙、或いは読経すること三百紙。度。道士女冠は伍拾人ごとに各おの壹名、僧尼は壹佰人ごとに各おの壹名(余数は各おの柒拾人に及んで更に壹名を取る)」と規定する。

後段は、州政府が本州の判官(節度使・觀察使などの属官)、録事(地方官庁の事務官)、参軍(地方政府の軍事参議官)の地方官吏を向けさせ、長吏(地方政府の首長)の庁舎で行うとする記録である。この〔59〕に記載された試経合格の基準、および試験を監督する官吏については、次の『五代会要』

卷一二と合致する点が少なくないので、最後に引用しておく。
男、年十五已上、経文一百紙を念じ得、或いは経文五百紙を読み得る者、女、年十三已上、経文七十紙を念じ得、或いは経文三百紙を読み得る者、方めて本州の陳状を経て、剃頭を乞うを得る。録事参軍本判官に経文を試験するを委ね、勅条に合する者、只だ聞奏を仰ぐのみ。

〈山本〉

〔60〕

〈原文〉

Ⅰ国初兩京諸州、僧尼六万七千四百三人、歲度千人。平諸国後、籍数弥広、江浙福建尤多。

Ⅱ至天禮五年、道士万九千六百六人、女冠七百三十一人。東京道士女冠共九百五十九人、京東五百六十人、京西三百九十七人、河北三百六十四人、河東二百二十九人、陝西四百六十七人、淮南六百九十一人、江南三千五百五十七人、兩浙二千五百四十七人、荊湖千七百一十六人、福建五百六十九人、川陝四千六百五十三人、広南三千七十九人。僧三十九万七千六百一十五人、尼六万一千二百三十九人。東京僧尼共二万二千九百四十一人、京東万八千一百五十九人、京西万八千二百一十九人、河北三万九千三十七人、河東方六千八百三十二人、陝西万六千一百三十四

人、淮南万五千八百五十九人、江南五万四千三百一十六人、兩浙^ニ二千二百二十人、荊湖二万二千五百三十九人、福建七万一千八十人、川陝五万六千二百二十一人、広南二万四千八百九十九人。

Ⅲ景祐元年、道士万九千五百三十八人、女冠五百八十八人、僧三十八万五千五百二十人、尼四万八千七百四十二人。

Ⅳ慶曆二年、道士万九千六百八十人、女冠五百二人、僧三十四万八千二百八人、尼四万八千四百一十七人。

Ⅴ熙寧元年、道士万八千七百四十六人、女冠六百三十八人、僧二十二万七百六十一人、尼三万四千三十七人。

Ⅵ十年、道士万八千五百一十三人、女冠七百八人、僧二十万二千八百七十二人、尼二万九千六百九十二人。

*Ⅰ—Ⅵは便宜上付した。

〈訓読〉

Ⅰ国初（九六〇）、兩京、諸州の僧尼、六万七千四百三人、歳ごとに千人を度す。諸国を平らげて後、籍数は弥^タ広く、江浙、福建、尤も多し。

Ⅱ天禧五年（一〇二二）に至り、道士は万九千六百六人、女冠は七百三十一人なり。東京の道士女冠は共に九百五十九人、京東は五百六十人、京西は三百九十七人。河北は三百六十四人、河東は二百二十九人、陝西は四百六十七人、淮南は六百九十一人、江南は三千五百五十七人、兩

浙は二千五百四十七人、荊湖は千七百一十六人、福建は五百六十九人、川陝は四千六百五十三人、広南は三千七十九人なり。

僧は三十九万七千六百一十五人、尼は六万一千二百三十九人なり。東京の僧尼は共に二万二千九百四十一人、京東

は万八千一百五十九人、京西は万八千二百一十九人、河北は三万九千三十七人、河東は万六千八百三十二人、陝西

は万六千一百三十四人。淮南は万五千八百五十九人、江南は五万四千三百一十六人、兩浙は八万二千六百十八、荊湖

は二万二千五百三十九人、福建は七万一千八十八人、川陝は五万六千二百二十一人、広南は二万四千八百九十九人なり。

Ⅲ景祐元年（一〇三四）、道士は万九千五百三十八人、女冠は五百八十八人、僧は三十八万五千五百二十人、尼は四万八千七百四十二人なり。

Ⅳ慶曆二年（一〇四二）、道士は万九千六百八十人、女冠は五百二人、僧は三十四万八千一百八十八人、尼は四万八千四百一十七人なり。

Ⅴ熙寧元年（一〇六八）、道士は万八千七百四十六人、女冠は六百三十八人、僧は二十二万七千六百六十一人、尼は三万四千三十七人なり。

Ⅵ十年（一〇七七）、道士は万八千五百一十三人、女冠は七

百八十八人、僧は二十万二千八百七十二人、尼は二万九千六百九

十二人なり。

〈解説〉

建隆元年(九六〇)から熙寧一〇年(一一七七)までの道教の道士と女冠と、仏教の僧と尼の人数を列記した記録。北宋期における試経制度や度牒発行など、仏教に対する諸政策を検討する上で極めて重要な情報となるであろう。

各数値の分析を行う前に、Ⅱ天禧五年(一一二二)における両浙の僧尼数「二千二百二十人」に注目しておきたい。この数字には二つの問題がある。一つは、両浙の僧尼数を「2, 220人」とした場合、全体(458, 854人)に占める割合はわずか0.5%となり、これは最も僧尼数が少ない淮南(15, 859人、全体の3.5%)に遠く及ばず、Ⅰの「江浙、福建、尤も多し」という記録に相応しない(福建は僧尼数71, 080人で、全体の15.5%を占め、各地域に比べて高い割合を示している)。もう一点はⅡ後半の東京(僧尼合計22, 941)から広南(僧尼24, 899)までの各地域における僧尼合計(378, 456)が、Ⅱ冒頭の僧尼合計(458, 854)Ⅱ倍397, 615十尼61, 239)と等しくないことである。黄敏枝氏もこの数値の誤差を指摘し、冒頭の僧尼合計(458, 854)から両浙(2, 220)を除く各地域の合計(376, 236)を引いた「82, 618」を両浙の僧尼数とすべきであるとし

ている(『宋代仏教経済史論集』三三三頁参照、台湾学生書局、一九八九年)。筆者もこの黄氏の見解に賛同したい。

両浙の僧尼数を「82, 618人」とした場合、全体に占める割合は18.0%となり、先に引用したⅠの記述「江浙、福建、尤も多し」とも相応する。両浙地方は北宋以前の呉越国時代、当地の仏教保護政策により多くの寺院が建立され、また、北宋期には禅宗や天台、律宗をはじめ多くの学僧が杭州の西湖周辺に雲集し、当世を代表する仏教研究の中心地でもあった。これらの点を考慮すれば、両浙の僧尼数は黄氏の指摘にしたがい「82, 618人」とするのが妥当であろう。ゆえに、以下の考察ではⅡ両浙の僧尼数は「82, 618人」として検討する。

ちなみに、『宋会要』には本節以外にも当時の僧尼数に関する記述が収録されている。たとえば、道釈一之一五「天禧二年(一一〇一八)(中略)凡そ度すこと二十六万二千九百余人なり(本稿〔66〕)」、「熙寧八年(一一〇七五)、在京の僧、九千七百三人、諸の州軍の僧、一十九万三千七百九十九人なり(同〔67〕)や、道釈一之一二三「天禧三年(一一〇一九)(中略)凡そ度すこと二十六万二千九百四十人、道士は七千八十一人、女冠は八十九人、僧は二十三万一百二十七人、尼は万五千六百四十三人なり」がそれである。これら個別の記録は各項目での検討に任せ、ここでは〔60〕の記録の

みを考察の対象としたい。なお、黄氏はこれら『宋会要』の記録はもとより、『仏祖統紀』などの資料も合わせて考察しているので、詳しくは黄氏・前掲書「第九章宋代対仏教教団の管理政策第一節宋代的僧尼人数」を参照されたい。

はじめに、記述ⅠからⅥにおける僧尼道冠数の推移と釈道兩教の割合について検討したい(表1参照)。A-Cの各合計に付した括弧()内の数値は、Ⅱ天禧五年(一〇二二)の人数を100として算出したもので、各年代における僧尼道冠数の推移を示している(百分率の小数点二以下を四捨五入)。Ⅰ建隆元年の僧尼数(67, 403人)は、Ⅱ天禧三年(458, 854人)の七分の一ほどしかなく、極めて少ない。これは、五代後周の世宗が慣行した顕徳二年(九五五)の破仏による影響と考えられる。世宗による破仏後の仏教復興の様子は、『仏祖統紀』巻四二(大正蔵四九一三九三a)に次のように記録されている。

周の世宗(在位九五四―九五九年)、像を毀^こち錢を鑄し、寺院を廃拆す。疽、胸に発して殂す。(中略)越すこと五年にして、我が太祖皇帝(在位九六〇―九七六)、天に飛龍す。首めに詔して、天下に寺を復して像を立て、沙門を遣わして法を西天に求め、梵僧を館^{やど}して貝葉を翻伝せしむ。(中略)太宗(在位九七六―九九七)の継体^{ついで}に及んで、童子を度すこと十七万人、訳経院を建てて聖

教序を製し、天下の無名に伽藍の額を賜い、開宝大塔の舍利の藏を建つ。真宗(在位九九七―一〇二二)の在朝に暨^{およ}んで、聖徳遐に被り、五天、咸く梵典を貢ぐ。昭陳天禧に僧を度すこと二十四万なり。

この世宗の破仏以後、北宋では伽藍の再建や經典の翻訳と開版事業と同時に太宗と真宗により度僧が盛んに行われた。その数は合わせて四一万人とあるから、Ⅰ建隆元年の僧尼数(67, 403人)にその数を足せば、Ⅱ天禧五年の僧尼数(458, 854人)とほぼ同数となる。ただ、僧尼数はⅡ天禧五年(一〇二二)をピークとしてⅢ景祐元年(一〇三四)以降は減少傾向に転じ、Ⅵ熙寧十年(一〇七七)までの五〇年間でほぼ半減(50.7)している。一方、道冠数は若干の減少は見られるものの、僧尼数の半減に比べれば、ほぼⅡ天禧五年の人数を維持している。ⅡからⅥにかけて、僧尼数は「半減」、道冠数は「維持」という傾向にあったが、道冠の占める比率は依然として僧尼の一〇分の一にも達していない。これは僧尼数がまさに「桁違い」に多かつたことを示している。

次に記述Ⅱの天禧五年における僧尼道冠の人数を各地域別に集計し、地域ごとの道冠と僧尼の比率(「道冠：僧尼」と、僧道それぞれの合計に占める各地域の割合(「A/B」「C/D」)、百分率は小数点二以下を四捨五入)を検討してみたい(表

2参照)。まず、道冠と僧尼の割合は全体で「4・96」と僧尼が圧倒的に多いことが一見して分かる。また、Iで「江浙福建が尤も多し」と記録されるように、兩浙(18.0%)、福建(15.5%)は極めて高い数値を示している。それに次ぐのが川陝(12.3%)、江南(11.8%)である。これらは北宋以前の五代から仏教の保護政策に積極的にとりくんだ地域であり、その結果がこのような数値として現れたものである。ただし、江南、兩浙、福建は僧尼数が他に比べて多いことから、「61」開宝六年(九七三)の「七十人より百三十人に至りて毎年に一人を放す」という度僧の基準が、「68」至道元年(九五五)には「江南、兩浙、福建の僧尼、今後、現在の僧数を以て、三百人ごとに一人を放す」とあるように、何処にも先んじて厳しく制限されたようである。I建隆元年(九六〇)からII天禧五年(一〇二二)にかけて僧尼数は増加の一途をたどるが、「61」と「68」の記述を見る限り、度牒を手にする条件は決して容易ではなかったといえる。

最後に北宋期の総人口に対して道冠僧尼がどれ位の割合を占めていたのかを検討してみたい(表3参照)。ここに提示した総人口は梁方仲編著『中国歴代戸口、田地、田賦統計』(上海人民出版社、一九八〇年)所収「甲表三二、北宋各朝戸口数、毎戸口、平均口数及戸口数的昇降百分比」の「口数」を参照したものである。V熙寧元年(一〇六八)に限っては当該の

人口が記載されていないので、翌熙寧二年(一〇八九)の「口数」をもって道冠僧尼数と比例させた。A「総人口」B「道冠僧尼合計」の後に付した括弧()内の数値は、それぞれII天禧五年(一〇二二)の人口を100として算出したもので、各年代の人口増減の推移を示している(小数点二以下は四捨五入)。続くB「道冠僧尼合計」は先の表にも取上げたもので、「B/A」とはB道冠僧尼合計をA総人口で割り、総人口に占める道冠僧尼の百分率を示したものである(小数点二以下を四捨五入)。以下「C/A」「D/A」も同様である(数値が極めて小さいため、小数点三以下を四捨五入)。

これによれば、II天禧五年(一〇二二)からVI熙寧十年(一〇七七)までの五十余年間で、総人口は約1.5倍(154.6)に増加したのに対し、僧尼道冠の人数はほぼ半減(52.5)している。その結果、総人口に占める僧尼道冠の割合も2.4%(II天禧五年)から0.8%(VI熙寧十年)へと急落している。

以上の考察をまとめると以下のようなになる。

(一) I建隆元年(九六〇)からII天禧五年(一〇二二)までの約五〇年間は、太祖と真宗の積極的な度僧政策により、僧尼数はIからIIで約七倍に激増した。

(二) II天禧五年(一〇二二)からVI熙寧一〇年(一〇七七)までの約五〇年間は、僧尼ともに減少傾向にあり、僧尼数は

ⅡからⅦで約半分となった。

(三) Ⅱ天禧五年(一〇二二)以降、僧尼数が半減する一方、道冠数は現状を維持する。ただし、Ⅶ熙寧一〇年(一一〇七七)にいたっても道冠数は僧尼数の一割にも満たない。

(四) Ⅱ天禧五年(一〇二二)からⅦ熙寧一〇年(一一〇七七)にかけて全国の人口数は約1.5倍に増加したが、僧尼数は半減した。

(五) Ⅱ天禧五年(一〇二二)における両浙と福建、江南の僧尼合計の全体に占める割合は約四割五分に達し、Ⅰ建隆元年(九六〇)の記録「江浙、福建、尤も多し」に相応する。

〈山本〉

〔61〕

〈原文〉

大祖開宝六年四月、詔、自今諸路、摠僧帳見管數目、七十人至百三十人、毎年放一人、至百七八十人放兩人。如六十已下、摠見在數積累年歲、候及前件分數、依例放一人。

〈訓読〉

太祖開宝六年(九七三)四月、詔す、今より諸路は僧帳に現管する數目に摠り、七十人より百三十人に至りて毎年に一人を放し、百七八十人に至りて兩人を放す。如し六十已下なれば、現在の數に摠りて年歲に積累し、前件の分數に及ぶを候

ちて、例に依りて一人を放す。

〈解説〉

太祖の開宝六年(九七三)、僧尼籍に登録された僧尼數に基づいて度牒の給付を定めた記録。記述によれば、各寺院の僧尼籍に登録された僧尼數が七〇人から一三〇人であれば童行一人を、一七〇から一八〇人であれば二人を度牒給付の對象者として許可したという。また、僧尼六〇人以下の寺院であれば、常住する僧尼の數を累積して計算し、所定の度牒給付の僧尼數に達した時点で、度牒の給付を許可したという。ただ、〔61〕には試經に関する記述は見られず、ただちに度牒が給付されたかは不明である。

ちなみに、〔60〕Ⅰ建隆元年(九六〇)には「兩京、諸州の僧尼、六万七千四百三人、歲ごとに千人を度す」とあるが、この僧尼合計(67,403人)を毎年の度僧人數(1,000人)で割れば、67.4人に1人の割合で度僧が許可されることになり、本節の「七十人より百三十人に至りては毎年一人を放す」という記録とほぼ合致する。また、〔68〕所引「錦繡万花谷」の記述には「開宝中(九六八―九七五)、僧尼百人をして歲ごとに一人を度すを許せしむ」とあり、〔61〕と同じ開宝年間の記載が見られるが、〔61〕と〔68〕の何れが先に制されたかは不明である。ただ、同じく〔68〕所引「錦繡万花谷」に「至道初(九五五)、又た二百人をして

歳に一人を度せしむ」とあるように、年を下って度僧の基準が厳しくなっていることから、〔61〕の記述は〔68〕に先んじた規定であると考えられる。

〈山本〉

〔62〕

〈原文〉

太宗太平興国元年二月、戸部郎中侯陟言、沙弥童行剃度文牒、每道納錢百緡、自今望令罷納、委処扱名申奏、于祠部給牒送逐処。詔、祠部実封本州、令長吏与本州判官給付。

〈訓読〉

太平興国元年二月、戸部郎中侯陟言わく、沙弥、童行の剃度の文牒、每道、錢百緡を納むるも、今より納むを罷めしむることを望む。処に委ね名に扱ひ申奏せば、祠部において牒を給ひ逐処に送らんことを。詔す、祠部は実封して本州にくだし、長吏と本州の判官をして給付せしむ。

〈解説〉

太平興国元年は一二月のみであるので、正しくは太平興国二年(九七七)二月、戸部郎中の侯陟より、沙弥と童行の度牒発行に際し支払う一〇〇緡(一緡||錢一〇〇文)をやめ、各所で申請させて、祠部から発行させることを望む上奏があった。政府はこの上奏を受け入れ、祠部は度牒を厳封して

各県に下送し、各県はそれぞれ長吏と判官に度牒を給付せしめよという詔勅を下した。

侯陟は『宋史』卷二七〇によれば、山東省長山の人であり、北漢末に明経の試験を受けた。後周の広順年間(九五―九五三)の初め、校書郎の職に就き、西州の回鶻国に判官として使わされた。

諸戸・前掲書(二七一頁)は勅にある一〇〇緡とは、剃度にあたっての手数料と指摘している。この詔勅以前には度牒を下すために納錢させたことが分る。

『続資治通鑑長編』卷一八にも、

(太平興国二年(九七七)二月)癸亥、工部郎中侯陟言わく、祠部僧尼牒を給わるに、每通、百錢を有司に納む。請らくは之を罷めんことを。歳ごとに令して諸州の僧尼の籍を祠部に上げさせ、其の牒を下す。長吏をして親しく之を給せしめん。詔す、其の請に従う。

(中華書局本、第三冊、四〇〇頁)

との同内容の記事が見られる。ただしここでは納錢の額が百錢となっており『宋会要』の記述と齟齬を見せる。金額から推測して『続資治通鑑長編』の記述が妥当だと思われる。

〈吉田〉

[63]

〔原文〕

七年九月、詔曰、朕方隆教法、用福邦家。眷言求度之人、頗限有司之制。俾申素欲、式表殊恩。応先係帳沙弥長髮未剃度者、並特許剃度、祠部即給牒。今後不得為例、不得將不係帳人夾帶充數、犯者当行決配。

〔訓読〕

〔太平興国〕七年九月、詔して曰く、朕、方に教法を隆たつとび、福を邦家に用ゆ。眷言するに度を求むる人あるも、頗る有司の制に限らる。素欲を申せしめ、式で殊恩を表さんとす。応に先ず係帳の沙弥、長髮の未だ剃度せざる者は、並べて特に剃度を許す、祠部は即ち牒を給うべし。今後、例と為すことを得ざれ。係帳せざる人を將つて夾帶し數に充つることを得ざれ。犯す者は当に決配を行はずべし。

〔解説〕

太平興国七年（九八二）九月、太宗が次のような勅文を下した。「朕は仏教を尊重し、福徳を我が国に広めようと思う。よくよく考えてみれば、得度したいという人がいたとしても、役所の制度にしばられ剃度できないでいる。私の日頃の思いを伸べて自らの徳を表したい。ついでに係帳の沙弥や童行、長髮に特別に剃度の許可を与う、祠部は度牒を給付せよ。だがこれは特例であり、前例としてはならない。また、童行籍

『宋会要』道釈部訓注（四）（永井）

に登録されていない者を勝手に紛れ込ませ数合わせをしてはならない。これを破つた者は流罪にせよ。」

この詔は太宗が仏法興隆と護国太平を願つて、普度特放を行つた際の記録である。

この普度については『統資治通鑑長編』、『宋史』、『大宋僧史略』、『仏祖統紀』等の記述が参考になる。『統資治通鑑長編』卷二三、太平興国七年九月一日の条には本項とほぼ同様の記述がある。ただし『宋史』卷四、太宗本紀では、

〔太平興国七年〕九月己丑朔、西京の諸道に係籍の沙弥は、祠部をして牒を給わしむ。（中華書局本、第一冊、六九頁）

との記述があり、『宋史』では西京（洛陽）に限つた記録として記述しているようである。また、『大宋僧史略』卷下には、

我が大宋の太平興国初年より七年に及ぶまで、僧を度すこと一十七万有余なり。古に比ぶること莫し。緇徒、孔熾なること茲に在り。（大正蔵五四―二五二b）

とある。「太平興国初年より七年に及ぶまで」の読み方には「太平興国初年及び七年」と普度が二回あったものと解釈することもできるが、ここでは『国訳一切経』の牧田諦亮氏の訓読に従つておく。『仏祖統紀』卷四三には、

太平興国元年（九七六）、詔す、天下の童子を普く度す。凡そ十七万人なり（国朝会要）。

（大正蔵四九―三九六c）

とあり、太平興国元年に普度があつたことを示している。更に、『統資治通鑑長編』卷二七の雍熙三年十月の記事の注記には、

〈太宗の普度特放すること凡そ兩次、太平興国七年及び此の年なり。〉
(中華書局本、第三冊、六二四頁)

とあり、太宗の代における普度が二回であつたことを示す。これらの記録には解釈の仕方が多様にあり、後放を俟ちたい。

〈吉田〉

[64]

〈原文〉

雍熙二年十月、詔、天下応係二年所供賑有名者、并許剃度。僧尼自今須読経及三百紙、差官考試、所業精熟方許係籍。

〈訓読〉

雍熙二年(九八五)十月、詔す、天下、応に係すること二年、供する所の賑に名有る者、并べて剃度することを許す。僧尼は今より、読経すること三百紙に及ぶことを須め、官を差わして考試し、所業の精熟なれば方めて係籍することを許す。

〈解説〉

太宗の雍熙二年(九八五)一〇月の本詔勅は、前段において、童行に対し特例的に剃髮得度することを認め、後段において、あらためて試験得度の制度を規定している。

『仏祖統紀』卷四三にはほぼ同文を雍熙三年のこととして載せている。

(雍熙)三年(九八六)、詔す、天下係帳の童行、並べて剃度することを与う。今後より読経すること三百紙に及び、所業の精熟なる者、方めて係帳することを許す。

(大正蔵四九一四〇〇a)

『統資治通鑑長編』卷二七には雍熙三年一〇月の記事として本詔勅に相当する詔勅を記載する。

是の月、祠部に詔す、凡そ僧尼籍に名有る者、悉く之を牒をあたえて度せよ。又詔す、今より経業の精熟なることを須め、閲試すること三百に及べば、乃ち係籍することを許す。太宗の普度特放すること凡そ兩次、太平興国七年及び此の年なり。実録、此の年の事を記さず、今、追つて之を書す。経業を考試すること、実録、其の事を此の月の甲寅に載す、今亦た月末に附す。〉

(中華書局本、第三冊、六二四頁)

この他に、『宋会要』の割注にて記載される『山堂考索』にも同様の記載があるが、(66)参照、同二年の詔勅としてゐる。文献により二年或いは三年という年代の異同が確認できる。

本項前半部分に關しては、三年に一度祠部に供される童行帳において二年以上記名された者に対し、特別に度牒を与え

得度することを許した記録であり、『続資治通鑑長編』の割注は太平興国七年の詔勅（〔63〕参照）に続いて出された太宗の代の二度目の普度（恩度）の記録であると伝える。ただし、この普度について剃度した人数に関する記録は『仏祖統紀』等に記載されていないため、これが果たして普度と呼べるものであったかも含めて検討を要する箇所である。

後半部分に関しては、同じく童行に対して行われた試経得度の制度を定めた記録であり、読経三百紙の試験を、官吏を派遣して実施し、その成績優秀者だけを僧籍に登録することを許したことが分る。

宋初、この詔勅が発布される以前においては、〔59〕に示されるように、試経得度の制に関しては五代の制度を引き継いで、童行に対しては念経（暗誦）百紙或いは読経五百紙を、長髪に対しては念経七十紙、読経三百紙を課していたようであるが、ここにおいて宋代初めてとなる試経度僧の詔勅を発布し、読経三百紙を条件とすることを定めたのである。

読経とは経本を見て読むことであるが、読経三百紙という規定は五代の制と比べるとそのハードルは下がっており、また違反した場合の罰則も定められなかったため、得度制限の効果はあまりなかったと見られる。現に『宋会要』の後段において（本論〔68〕参照）、この規定を定めた後においても念誦する者はなく、泉州においては僧尼の未得度者が四千人

余なのに対し得度者は数余万人を数え、これを見た太宗は、至道元年（九九五）、本雍熙二年の詔勅を改め、江南、兩浙、福建の地域において念誦（暗誦）にて試験し、違反した者には罰則を与えるとの詔勅を出し、翌年にはこの適用地域を淮南、川陝路に広めるとの詔勅を出している。

〈大澤〉

〔65〕

〈原文〉

淳化二年十月、詔、五台諸寺院、今後每至承天節、依例更不試経、特許剃度。行者五十人内二十人与真容院、余依等第輪次均分諸寺院。

〈訓読〉

淳化二年（九九二）十月、詔す、五台の諸寺院、今後承天節に至るごとに、例に依り更に試経せず、特に剃度することを許す。行者、五十人の内二十人を真容院に与え、余は等第に依り次を輪じ均しく諸寺院に分けよ。

〈解説〉

太宗の淳化二年（九九二）一〇月、五台山の諸寺院に対し、毎年の承天節に、試経を経ずして、特別に剃髮得度を許し、行者五〇人のうち、二〇人を真容院に与え、残りは順序に従つて均等に諸寺院に配置せよという詔勅である。前記〔64〕で

の試経得度の詔勅を受け、その六年後、五台山に対しその例外規定として旧来どおりの方式で剃髮得度することを認め、計五〇人の行者を五台山に与えたのである。行者とは一般には沙弥戒を受けていない剃度前の修行僧、すなわち童行を指すが、ここでは剃度を許された者と理解して良いだろう。

五台山とは清涼山とも称される、言わずと知れた四大名山に数えられる中国仏教の聖地のひとつである。『華嚴経』菩薩住処品中の「東北方に菩薩の住処あり。清涼山と名づく。過去の諸菩薩、常に中において住す」の一文における清涼山と結び付けられ、文殊菩薩の所住の地として信仰された地域である。五台山については日比野丈夫、小野勝年著『五台山』(平凡社、東洋文庫五九三、一九九五年)が参考になる。唐の清涼澄観が五台山に登って『華嚴経疏』を著したことは有名であり、また遠くは印度からもこの地に巡礼したと伝えられ、我が日本からも数々の僧が彼の地へ参訪した。その中でも唐代の円仁(入唐八三八年、帰国八四五年)の『入唐求法巡礼行記』四巻と、北宋代の成尋(入宋一〇七二年)の『参天台五台山記』八巻は当時の五台山の状況を知る上で貴重な資料であると言える。また、山志としては主なものに唐慧祥撰『古清涼伝』二巻、宋延一編『広清涼伝』三巻、宋張商英述『続清涼伝』二巻、明鎮澄撰『清涼山志』一〇巻がある。

五台山への本詔勅とほぼ時期を同じくする詔勅として、『仏

祖統紀』巻四三には、

(太平興国)五年(九八〇)正月、勅す、内侍張廷訓、代州五台山に往き金銅文殊万菩薩像を造し、真容院に奉安せよ。詔す、重ねて五台の十寺を修し、沙門芳潤を以て十寺僧正と為す。十寺とは、真容、華嚴、寿寧、興国、竹林、金閣、法華、秘密、靈境、大賢なり。

(大正蔵四九・三九七)

との記述がある。本項と同じく太宗の代である太平興国五年(九八〇)、張廷訓を派遣し金銅文殊万菩薩を造り真容院に収めさせ、五台十寺を重修し、芳潤を五台の十寺僧正に任命したとする。そして五台の十寺に、真容、華嚴、寿寧、興国、竹林、金閣、法華、秘密、靈境、大賢の十箇寺を挙げており、ここで真容院は五台十寺の筆頭に掲げられている。

『仏祖統紀』と『宋会要』本項の記述はともに真容院が当時五台山の中心的寺院であったことを示している。この真容院については、『広清涼伝』巻中に景雲中(七一〇―七一一)に僧法雲なるものが堂宇を修繕し菩薩像を造らしめその院を真容と名づけたとの記述がある。同書「安生塑真容菩薩」は次のように記述する。

大孚靈鷲寺の北に小峰有り。頂は平らにして林木無し。巋然として高顕し、西域の鷲峰に類す。其の上に祥雲屢しば興き、聖容頻りに現る。古くは之を化文殊台と謂う

なり。唐景雲中、僧法雲なる者有り。未だ姓氏を詳らかにせず。大華嚴寺に住す。毎に惟んみるに、大聖の示化したまうも、方に尊像無く、四方の遊者をして、何れに瞻仰する所あらしめんやと。乃ち堂宇を繕治し、工を募り形を儀る。処土安生なる者有り。何より至るかを知らず。一日召に応じ、雲の為に像を塑す。雲、將に厚く其の直を酬い、工を速疾せんと欲す。生、雲に謂いて曰わく、若し目もて真像を觀ざれば、終に疑い無きことあたわず。乃ち香を焚き懇ろに啓して時を移すに、大聖忽ち庭に現る。生は乃ち欣び踊りて地に甃り、祝りて曰わく、願くは食頃ばかり留まらんことを。尽く相好を模すことを得ん。因りて即ち之を塑す。厥の後、心に疑う所有らば、毎に一たび廻顧す。未だ嘗て文殊の傍に在るを見ざるなり。再拜にして功畢る。七十二現を経て。真儀方に備わる。是れより靈応は胎蠶し、退きも邇きも帰依す。故に真容を以つて院に目づく。

(大正藏五一—一一〇a)

円仁『入唐求法巡礼行記』の大華嚴寺の「菩薩堂院」にも同様の伝説の記述がある。足立喜六訳注、塩入良道補注『入唐求法巡礼行記?』(平凡社、東洋文庫四四二、一九八五年)では、『入唐求法巡礼行記』に見える「菩薩堂院」が真容院であると注記し、日比野、小野・前掲書では、更にこれがすなわち現在の菩薩頂真容院であると説明する。同書は『入唐求法

巡礼行記』の記述に拠つて次のように解説する。

大華嚴寺の伽藍に就いては、(中略)慈覚大師の詣でたころには十二院があつて、その中、般若院・涅槃院・菩薩堂院・庫院・善住閣院・閻院の名が挙げられている。これ等の十二院を含む大華嚴寺の境内は現在の菩薩頂から台懷鎮一帯に亘つた頗る広大なものであつたことが想像せられるのである。(中略)菩薩堂院に於いては、文殊菩薩の聖像が安置されて居た。この像制作の由来に就いては、『巡礼行記』の中にも詳しく見えるが、唐の景雲年間、安生というものが僧法雲の請によつて塑作したものである。又、堂の内外の華麗なことといひ、菩薩の頂上には七宝の傘蓋を懸け、珍彩の花幡、奇異なる珠鬘等満殿に鋪列され、宝装の鏡が大小となく無数にあつたことを述べている。菩薩堂の北に廻つて庭に立つと空に聳ゆる北台と東台とを望み、堂の正面に至ると遙かに南台を見る、ただ西台のみが中台に隔てられて見えなかつたとある。このことによつても、当時の菩薩堂院が今日の菩薩頂真容院をさすものであることは明らかである。真容院の名は宋以後に始まるのであろう。

(同書、九五頁)

ここに描かれる「菩薩堂院」は本詔勅のおよそ一六〇年前の様子であり、このころには「菩薩堂院」、即ち真容院が大華

嚴寺の塔院として存在していたことがわかる。

『広清涼伝』巻中「安生塑真容菩薩」は、太宗が北漢を平定した後、真容院に保護を加えた事項を本詔勅に相当する「歳ごとに僧五十人を度せしむ」との記述も含めて記載している。

聖宋太宗皇帝位を践み、神武の天資あり。偽主を克平し、重ねて宇宙を恢めて、再び生霊を造す。故に像教は弥いよ隆く、靈峰は弊を更うることを得たり。初め中使を遣して、五台山に詣り、香を焚きて虔しんで祝し、特に修建を加えしむ。太平興国の五年(九八〇)四月十五日、使臣蔡廷玉、内臣楊守遵等に勅して、五台山菩薩院に詣りて、僧正淨業と、共に修造の事を計度し、及び同に工匠等を部轄せしむ。並びに河東河北兩路転運に勅して、五台山菩薩院の修造費用を給せしむ。七年八月二十二日に至り、張廷訓等、修造の功畢ることを奏す。皇帝は先に自ら西蜀に下し、後に興国二年丁酉歳に於いて、成都府に勅して、第五大藏金字経一藏を写造せしめ、八年癸卯歳七月五日に至りて、内臣安重誨に勅して、監送し、五台山の菩薩院に就きて安置せしめ、歳ごとに僧五十人を度せしむ。(下略)

(大正蔵五一―一一一〇a)

このような保護管理政策が取られたことについて、前述『五台山』は、五台の地は太宗が平定するまで五代北漢(九五―

一九七九)の支配下にあり、この地の銀山は北漢の貴重な財政資源として活用されており、太平興国四年(九七九)五月に北漢を滅ぼした太宗が、このように政治的にも重要であった五台山に対し、新たな征服地に対する文化政策の意味もあつて加護したのだと指摘する。

大華嚴寺の塔院であつた真容院が如何にして大華嚴寺を凌ぐほどの地位に至つたかについて、『宋高僧伝』巻二八「晋五台山真容院光嗣伝」は五代後晋(九三六―九四六)の時、真容院の光嗣が五台の諸寺院を管轄する都綱という僧官に任命されたことを記す。これが真容院をして五台の筆頭たらしめた端緒だと思われる。

釈光嗣、姓は李氏、太原文水の人なり。冲幼より孤静にして、童稚に雜わること罕なり。台山を信尚し、乃ち真容院浩威の高足と為れり。(中略)時に降竜大師なる者、率領彈圧し、緇伍これを畏る。其の為に諸寺、蘭若に分散し、衆寡なく均等なり。時に徒侶、嗣に堅く請いて院を主さざらしめ、宣して僧官を補し諸台寺院を轄せしめ、命じて都綱と曰う云々。(大正蔵五〇―一八八五c)

宋代における真容院が即ち今日の菩薩頂だとするのは検討を要するところである。すなわち、『參天台五台山記』に記すように、熙寧五年(一〇七二)成尋は計三日間の五台山滞在において始めに真容院を訪れる。ここで成尋は真容院を「中

台の下半」にあるとし、その伽藍についても詳しく記す。また齊藤忠『中国五台山竹林寺の研究』(第一書房、一九九八年)は、その伽藍の規模の大きさから「現在菩薩頂上の近くに文殊寺がある。また近くの殊像寺には、五台山最大の文殊像が文殊殿内に安置されている。恐らく文殊寺を中心とした殊像寺、または現在の広宗寺などの寺域の一部をも含めた一帯の地が旧真容院であつたろう」と推測するのである。

ちなみに、現在の菩薩頂真容院については五台山への紀行文などにおいて類しば紹介されている。たとえば『中国名勝詞典』(上海辞書出版社、一九八一年)の「菩薩頂」項には次のように説明している。

五台山台懷顯通寺の北、靈鷲峰上にある。五台山五大禪処のひとつである。五台山は文殊菩薩道場と伝えられるが、菩薩頂は文殊居住の処であり、その故にまたの名を真容院とし、文殊寺とも称する。北魏に創建され、歴代が重修し、明永樂以後、ラマ教が五台へ進駐し大ラマが菩薩頂に居して、菩薩頂はラマ寺院の首となった。清の康熙乾隆の二帝は数回五台山へ参拝し菩薩頂に宿泊し、題銘を書し、碑文を撰し、重建事業を興した。現存の建築は清代の遺構であり、構造や手法及び彫刻芸術の多くは宮殿官式の制度を参考にして造営された。寺は山頂に居し、地形は比較的高く、門前には百八段の石段が築か

れ、石段の上には三間の碑坊がある。山内には天王殿、鐘鼓楼、菩薩殿、大雄宝殿などの主要建築がある。両側に配殿、後部に禪院、圍廊があり、規模は整つていて、配置は周到である、云々。(同書、一四七頁)

ここでは菩薩頂の創建を北魏と説明し、鎌田茂雄(『仏教聖地・五台山』(日本放送出版協会、一九八六年)第五章「五台山」その歴史と展開」一八七頁)も菩薩頂について北魏の孝文帝(四七一―四九九)の創建と説明するが、いずれも一考を要しよう。

〔大澤〕

〔66〕

〔原文〕

〈山堂考索、天禧二年八月、詔、普度道士女冠僧尼、凡度二十六万二千九百余人。〉

〈山堂考索、二年、詔、自今經業精熟者方許係籍。〉

〔訓詁〕

〈山堂考索に、天禧二年(二〇一八)八月、詔す、道士・女冠・僧尼を普く度す、凡そ度すこと二十六万二千九百余人なり。〉
〈山堂考索に、二年、詔す、今より經業の精熟なる者、方めて係籍することを許す。〉

〈解説〉

『山堂考索』は『群書考索』とも称され、宋の章如愚の撰、類書の一つである。『山堂考索』の書題は章如愚が山堂先生と称されたことによる。原文は両者共に『群書考索』後集巻六三に確認でき、同文である。『宋会要』ではこの二節の前後が空白になっており、この部分だけが割注の形式で記されている。

前者は、真宗の天禧二年(一〇一八)八月、特別に道士、女冠、僧尼をすべて得度させたという普度の詔勅であり、その合計は二六万二九百余人であったという。『宋会要』の後段(道釈一之二二)に「(天禧)三年八月三日敕書し、天下の僧、尼、道士、女冠、見に係帳せる童行並べて普く度すことを与う。(中略)凡そ度すこと二六万二千九百四十人、道士七千八十一人、女冠八十九人、僧二十三万二百二十七人、尼万五千六百四十三人」とあり、この部分を註釈していると考えられる。ただし『宋会要』道釈一之二二、『宋史』巻八「真宗本紀」(中華書局本、第一冊、一六七頁)、『仏祖統紀』巻四四、及び『宋朝事實』巻七に対応する記述があるにしても、すべて「天禧三年八月」の記録とすることから、『山堂考索』に記される天禧二年は、同三年の誤りである可能性が高い。右記の史料の内容を見ると、『宋史』のみ「天禧三年」八月丁亥、天下を大赦す。道釈の童行を普く度す」とあるだ

けで人数を記録しないが、『仏祖統紀』巻四四には「是の歳、僧二十三万二百二十七人、尼万五千六百四十三人、道士七千八十一人、女冠八十九人を度す」、『仏祖統紀』巻五一には「(真宗)詔す、僧道の係帳せる童行普く剃度することを与う。是の歳、僧尼二十四万五千七百七十人、道士女冠七千一百七十人を度す」、『宋朝事實』巻七には「天禧三年八月、詔す、道士、女冠、僧、尼を普く度せよ。凡そ二六万二千九百四十八人を度す」と人数を記載する。

まず人数について整理すると、『宋会要』道釈一之二二に示されるところの道士、女冠、僧、尼の各々の人数をすべて足すと二五万二九四〇人となり、合計数であるべき二六万二九四〇人よりちょうど一万人少ない。『仏祖統紀』巻四四の僧、尼、道士、女冠の人数の記述は、順番が異なるだけで『宋会要』の各々の人数と同数である。『仏祖統紀』巻五一の記述も『宋会要』の記述と僧尼、道士女冠のそれぞれの合計数で一致する。そのどちらも総合計で二五万二九四〇人となり、『宋会要』の数え合わせた総数と一致する。一方、『山堂考索』と『宋朝事實』巻七の人数は『宋会要』に記されている合計人数とほぼ一致する。

『仏祖統紀』や『山堂考索』でその人数が異なるのは引用箇所の違いに拠るのであろうが、『宋会要』の一文の中で合計人数の不一致についてはどのように理解すべきだろう

か。これについて白文固、趙春娥・前掲書「歴代僧道人数考論」は天禧三年の道士七〇八一人に対して、天禧五年における道士の人数は一万九六〇六人であり〔60〕参照、二年の間にこれだけの増加はおかしいことを指摘し、天禧三年における道士の人数は一万七〇八一人であろうと推測する。

また、普度二六万二九四〇人という人数を考うるに、天禧五年の時点での僧道女冠の合計人数は四七万九一九一人であり〔60〕参照、素直に読めば実にこの人数の半数近くが天禧三年の恩度により得度されたことになる。これについて一年に剃度された人数として二六万二九四〇人とは余りにも多いことから、白氏前掲書では、当年に籍に登録されていた人数であろうと指摘するが、これでは天禧五年の合計人数との差が余りに大きすぎる。試みに掲げられる、国初（九六〇）の僧尼の人数六万七四〇三人〔60〕参照）と、「国初」歳度千人〔59〕参照、「開宝中、令僧尼百人許歳度一人。至道初、又令二百人歳度一人」〔68〕参照）を、死亡を考慮に入れず単純に計算すれば、天禧三年ではおよそ二一万人となる。これに太宗の普度の記録「太平興国初年及七年、度僧一十七万有余」〔大宋僧史略〕卷三）を足せば、約二八万人となり、天禧三年の恩度により二六万人余りが得度されたとしても矛盾はないのである。

二年の詔勅は、本論〔64〕の雍熙二年（九八五）一〇月の

詔勅に相当する。

〈大澤〉

〔67〕

〈原文〉

熙寧八年、在京僧九千七百三人、諸州軍僧一十九万三千七百九十九人。十年、僧二十万二千八百七十二人。

〈訓詁〉

熙寧八年（一〇七五）、在京の僧、九千七百三人、諸州軍の僧、一十九万三千七百九十九人。十年（一〇七七）、僧、二十万二千八百七十二人。

〈解説〉

熙寧八年（一〇七五）及び一〇年（一〇七七）時点での僧侶の人数に関する記録。

これによると熙寧八年の時点で北宋の都開封における僧侶の人数は九七〇三人、地方の州と軍の僧は一九万三七九九人であり、合わせると、二〇万三五〇二人である。また熙寧一〇年には僧の人数は二〇万二八七二人であると記録する。熙寧一〇年の僧の人数は本論〔60〕に記載された僧の人数と同数であり、都と地方の僧の総数である。

〈大澤〉

[68]

〈原文〉

I至道元年六月、詔、江南、兩浙、福建僧尼、今後以見在僧數、每三百人放一人、仍依原敕比試念誦經紙、合格者方得以聞。不如此式而輒奏者、知州、通判、職官並除若、干繫人吏、三綱主首、本犯人決配。僧尼死及還俗者、祠部画時追毀訖、繳送祠部。応衷私剃度及買偽濫文書為僧者、所在官司点檢、許人陳告、犯者刺面、決配牢城、尼即決還俗。

II先是、僧尼誦經止以三百紙為限、而無念誦者。是歲、太宗閱泉州僧籍已度數万余籍、未度者猶四千余、始定此制。

III明年、又詔淮南、川陝路並依此制。

IV『錦繡万花合』、建隆初、詔仏寺已廢、不得再興。開寶中、令僧尼百人許歲度一人。至道初、又令二百人歲度一人。先是、泉州奏僧尼未度未四千人、已度万數、天子驚駭、曰、今一夫耕十人食、天下安得不重困。故立此制。』

*I—IVは便宜上付した。

〈訓誦〉

I至道元年(九九五)六月、詔す、江南、兩浙、福建の僧尼は、今後見在の僧の数を以て、三百人ごとに一人を放し、仍お原敕に依りて經紙の念誦もて比試し、合格する者、はじめて以て聞することを得たり。此の式に如かずして輒く奏せば、知州、通判の職官並べて除名し、干繫せる人吏、三綱、主首、本犯

人の若きは決配せん。僧尼の死するもの及び還俗する者は、祠部の画時に追毀し訖りて祠部に繳送すべし。衷私剃度に應ずるもの及び偽濫なる文書を買いて僧と為る者は、所在する官司をして点檢せしめ、人の陳告するを許す。犯す者は刺面し、牢城に決配し、尼は即決して還俗せしめん。

II先に是れ、僧尼の誦經は止だ三百紙を以て限と為すも、念誦する者なし。是の歲、太宗は泉州の僧籍を閱るに、已に數万余の籍を度せるも、未だ度せざる者は猶お四千余なれば、始めて此の制を定む。

III明年、又た詔す、淮南、川陝路、並べて此の制に依るべし。

IV『錦繡万花合』に、建隆の初め、詔す、仏寺は已に廢せり、再興するを得ざれ。開寶(九六八—九七六)の中、令して僧尼は百人につき歲ごとに一人を度すことを許す。至道(九九五—九九七)の初め、令して又た二百人につき歲ごとに一人を度す。先に是れ、泉州より奏せり、僧尼の未だ度せざる者は四千人なるも、已に度せしもの方に數う。天子は驚駭して曰く、今、一夫の耕し、十人食う。天下、安ぞ重困せざるを得ん。故に此の制を立つ。』

〈解説〉

本項は、以下の四つに区分される。

I至道元年に、太宗より出された江南、兩浙、福建の僧尼に対して三〇〇人ごとに一人の得度を許可する枠を定めた詔

勅。

II 同詔勅を頒布するに至った経緯。

III 至道二年に出された、前述の詔勅の対象となる地域をさらに淮南、川陝路まで拡大させた詔勅。

IV I-IIIの内容を、『錦繡万花谷』の関連記述を用いて、割注で説明したもの。

Iの至道元年の詔勅の前半部分は、得度に関する記述である。具体的には、江南、兩浙、福建の僧尼に対して、まず現在の人数を基準とし、三〇〇人ごとに新たに一人の得度ができきる枠を定めた上で、従来通り、僧尼に経紙の念誦（誦經）を課し、それに合格したもののみ、初めて認められるという内容のものである。その後半部分は、前述のルールを無視し、違反した場合、知州、通判などの職官を除名した上で、三綱、主首、違反者本人に、いずれもペナルティーを科するものとし、また、僧尼に死亡するものや還俗したものが出た場合、所管部署である祠部に該当者の度牒などを返却し、祠部は責任をもつてただちにそれらを廃棄すべきであるとし、さらにルールに従わず勝手に出家得度させたり、或いは偽の度牒などを購入して僧となった者については、所轄の役所に点検させ、或いは他人の通報による検挙も可能とする、このような罪を犯した場合、当の本人の顔には罪人のしるしの入れ墨をした上で、投獄するが、尼僧の場合に、即座に還俗させると定め

たとする。

ここで言及された僧尼が死亡、或いは還俗した場合、北宋においては、度牒などがどのように処理されていたのかという問題を考えるためには、同じく『宋会要』「職官」一三の二二、「哲宗」の条にある次の記述が参考となる。

（元祐）二年（一〇八七）三月九日に、詔す、僧道の身亡じ、及び還俗せる事故あらば、其の度牒、六念戒牒を、所在の官司をして先行ず毀抹して、旧に依りて礼部に繳申せしめよ。本部は籍を以て拘管し、櫃を置きて盛貯めよ。毎季に郎官に委ねて監送し、省の外に於いてこれを焚毀せしめよ。（新文豊本、第三冊、二六六一頁）

これによれば、僧尼が死亡、或いは還俗した場合、まず所轄の役所によってその身分証明書に相当する度牒、戒牒、六念などに記入された氏名などの情報を抹消してから、旧例に準じてそれらを礼部に届けさせる。礼部はその僧籍を抹消したうえで、度牒を櫃に一時管理し、三ヶ月ごとに専門の役人に委ねて、外に運び出して焼却するというのである。

この記述は本項の勅令の約九〇年後のものではあるものの、同じく北宋代のものであるから、本項の場合もおそらく似たような手法が採られていたと推測される。

また、ここで言及された僧尼に科するペナルティーについては、『慶元条法事類』卷五一にある次の二つの記述が、そ

の参考となる。

諸もろの僧道の身、死し、若くは還俗し、及び罪を避けて逃亡せるもの、其の度牒、或いは牒六念、若くは紫衣師号の牒は、毀失に因りて乃ち曾て追毀して改正し給わるところの公憑も同じ。寺觀に在る者は、主首の、拾日を過ぐるも納めざれば、杖すること陸拾して還俗せしむ。仍お人の州県にを告ぐるを許す。即ちなに毀抹せざるもの及び限を過ぐるも繳申を行なわざるものは、所属をして杖せしむること壹百なり。

(新文豊本、四八六頁)

これによれば、僧道に死亡、還俗、逃亡者が出た場合、その度牒、戒牒、六念、紫衣師号牒(かつて紛失などの理由で新たに発行された公的証明書も同様)などがまだ寺院や道觀にあつて、その責任者が一日以内に届け出ない場合、六〇回の杖打ちを受けさせた上で、還俗させるものとし、また所轄の州県に(責任者が)それらのものを直ちに廃棄しないことを告発することも可能とし、届け出期限を過ぎたことに合わせて、一〇〇回の杖打ちを科するものとするという。

諸もろの僧道の身、死し、若くは還俗し、或いは罪を避けて逃亡せる者は、主首は、寺觀に在らざる者は、地分の公人に、当日を限り先ず度牒、或いは牒六念、若くは紫衣師号の牒に於いて、毀失及び追毀するに因り改正し給わるところの公憑も同じ。大きな字もて事因を批鑿し

て印を内に押し、度牒の中間において横に数道を劃き、頭尾を存す。参日の内、事状を具して所属の州県に繳納して毀抹せしむ。(県は毀抹し訖りて繳連進カして州に赴る)州は知、通に委ねて、通判無き処は、簽判に委ぬ。拘收せしむ。壹日に限り、帳の内に於いて開落し、逐旋たうちに尚書省に繳申せよ。(行遊せる者は、仍お受業の処に報ぜよ。度牒、或いは牒六念、若くは紫衣師号の牒を將帶もちて逃亡せる者は先に開落して申すべし。)(同右)

この記述については、さらに具体的なやり方まで説明されている。すなわち、僧道に死亡、還俗、逃亡者が出た場合、寺院や道觀の責任者が(責任者がいない場合、現地の役人の代行となる)、当日のうちにまずその度牒、戒牒、六念、紫衣師号牒(かつて紛失などの理由で新たに発行された公的証明書も同様)などに死亡や還俗などの具体的な事由を書き込み捺印し、最初(おそらく氏名が記載されている部分)と最後の内容(出家の年月日が記載されている部分)にかからないうちに度牒の真ん中に何本かの線を引く。そして三日以内に理由書を添付した上で、所属の州県に届け出て抹消してもらう。(県は、抹消したら州に届け出する)州は知州(州の行政長官)、通判(州の副長官)(通判のいない場合、簽判(州における文書管理の幕僚)がそのかわりになる)に委ねてそれを受け取らせ、一日以内、(これに基づき)僧籍簿の登録

情報を修正し、ただちに尚書省に届け出なければならぬ。(遊行した僧道については、その受業したところが責任をもって報告しなければならぬ。度牒、戒牒、六念、紫衣師号の牒を持ったまま逃亡した場合、まず僧籍簿の登録情報を抹消し上申しなければならぬ。)

僧尼にとつて、かなり厳しい内容となつたこの詔勅が制定された理由については、Ⅱで説明されている。Ⅱによれば、まず従来では僧尼に課した読経の試験は三〇〇紙を合格ラインとしたが、これをクリアできるものはほとんどいなくなつた。さらに、至道元年、太宗が泉州の僧籍簿を検閲した際、すでに数万人を出家得度させたにもかかわらず、いまなお四千余りの得度を待つ者がいることに気づき、初めてⅠの詔勅を制定したという。

Ⅲは江南、両浙、福建の僧尼を対象に出されたⅠの詔勅の適用範囲を、翌年の至道二年に、新たに出された詔勅によつて、淮南、川陝路までに広めたものである。

Ⅳは『錦繡万花谷』の内容を用いて前記の詔勅を出すに至つた経緯を説明したものである。建隆(九六〇―九六三)の初め、宋の太祖が「すでに廃棄された仏寺は、再興しない」という勅を出した。さらに開宝(九六八―九七六)中、太祖は「僧尼百人につき年ごとに一人の出家得度を許可する」という勅を出した。至道(九九五―九九七)の初め、太宗は「又た、

僧尼二百人につき年ごとに一人の出家得度を許可する」という勅を出した。まず、泉州から上奏があり、「まだ得度してない僧尼は四千人にものぼるが、已に得度させたのは数方に及ぶ」という。これに太宗が驚いていう、「今、一人の農夫が耕して十人に食せている。天下はどうして困窮しないことがありえようか。」だから、この制度を制定したというのである。

『錦繡万花谷』については、『四庫全書』に前集四〇巻、後集四〇巻、続集四〇巻からなる二二〇巻本が収録されている。『欽定四庫全書総目』巻一三五の関連記述によれば、著者は未詳で、冒頭に孝宗皇帝の淳熙一五年(一一八八)一〇月一日に記された序文があるが、四庫全書本に後の理宗皇帝(在位は一二二五―一二六四)を「今上」と呼んでいることから、すでに淳熙原本のものではなくなつていたという。

ところで、『宋会要』の割注で引用された『錦繡万花谷』の内容は、前集巻二九の「国初泉州僧数」の項にあつたものである。引用自体は忠実であるが、ただ『錦繡万花谷』の該当部分の最後に、その出典を「曾子固集」と記している。周知の通り、「曾子固」とは唐宋八大家の一人に数えられる北宋の曾鞏(一〇一九―一〇八三、字は子固、号は南豊先生)のことである。曾氏には『南豊先生元豊類藁』(以下、『元豊類藁』)と呼ばれる著作集があり、その巻四九にある「仏教」

の条に『錦繡万花谷』の該当引用の典拠に当たると思われる次の記述がある。なお、傍線は『錦繡万花谷』では削除されている部分である。

建隆の初め、詔す、仏寺は已に廃せり、顯徳中に於いて復興するを得ざれ。開宝の中、令して僧尼は百人につき歳ごとに一人を度すを許す。至道の初め、又た令して、二百人につき歳ごとに一人を度せしむ、誦經すること五百紙を以て合格となす。先には是れ、泉州より奏するに、「僧尼の未だ度せざる者は四千人、已に度すもの方に數う。天子は驚駭して遂に詔を下して曰く、古は、一夫耕し、三人食うも、尚、饑を受くるものあり。今、一夫耕し、十人食う。天下は安ぞ重困せざるを得ん。水旱なれば、安ぞ転た死する民無きを得ん。東南の俗は、遊惰して職せざる者、村を跨ぎ邑を連ね、去きて僧と為る、朕は甚はだこれを嫉む。故に此の制を立つ。

書物の成立前後はさることながら、内容に関しては『錦繡万花谷』よりも『元豊類藁』のほうが詳述しているから、参考となる。

〈程〉

〔69〕

〈原文〉

至道三年十一月二十三日詔、台州天台山有五十四所寺院。行者、毎遇承天節与度二十一人。

二十四日詔、越州天章寺、毎年承天節度行者五人。

十二月詔、嘉州峨嵋山白水普光王寺、上下共六処寺院、毎年承天節与度五人。

〈訓読〉

至道三年(九九七)十一月二十三日詔す、台州天台山に五十四所の寺院有り。行者あれば、承天節に遇う毎に二十一人を度すを与う。

二十四日詔す、越州天章寺に、毎年の承天節に行者五人を度せしむ。

十二月詔す、嘉州峨嵋山白水普光王寺、上下共て六処の寺院に、毎年の承天節に五人を度すを与う。

〈解説〉

至道三年、真宗の誕生日である承天節(十一月二日)、各地の寺院の行者、童行にたいして試經得度を許す旨の詔勅が發布されたことを記録する。承天節についてはすでに触れた通りである(既刊本稿三一47段)。ちなみに宋代の各皇帝の誕日に関わる聖節名については『宋史』卷一一二、志六五を参照されたい。

浙江省台州にある天台山については贅言を要しない。天台

山は古来より道教の修行地として位置していたが、陳の宣帝太建七年（五七五）に智顛が修禪寺を開創。さらに隋の煬帝が開皇一八年（五九八）に国清寺を開いて智顛を住せしめて後、天台宗の根本道場となる。明の万曆二十九年（一六〇二）の『天台山方外志』巻四では「古は七十二寺有り」と称すも、今、県志の書す所を考うるに、惟だ六十二なるのみ」と言う。なお同書では、廢寺も含め、大小総じて九〇箇寺を列挙している。前掲の『天台山方外志』三〇巻、『天台勝蹟録』四巻などがある。また望月『仏教大辞典』「天台山」（第四冊、三七九一頁）の項や、『支那仏教史蹟評解』第四冊（七九頁）などに詳しい解説がある。

越州（浙江省）の天章寺は禅宗史上ではあまり馴染みのない寺であるが、『嘉泰会稽志』巻七に次のようにあること知らずれば。書聖王羲之に係わる寺として此地では屈指の名刹と言うことになる。

天章寺は県の西南二十五里蘭亭に在り。至道二年（九九六）二月、内侍高班、内品裴愈奏するに、昨、越州に到りて晋の王羲之の蘭亭の曲水及び書堂の旧基等の処を見るに、僧子謙の状を得るに、御書を賜うを乞う。

取掌せば書堂の上に於いて一寺舎を建て焚修して宸翰を崇奉せんという。特に天章寺の額を賜う、云々。

『宋会要』道釈部訓注（四）（永井）

（中華書局本、宋元方志叢刊、第七冊、六八三—三頁）

また『宋会要』崇儒六には（紹興）九年二月十二日、紹興府天章寺に詔し、祖宗の御書、守臣をして取進せしむ。先には建炎四年、江浙に巡幸し、凡そ五百五十軸巻を御書さるるも悉く越州に留めらる。是に至りて臨安に駐（驛）せらるるに詔を降して焉を取らる（第三冊、一三六、二頁）とある。

中国仏教四大名山の一つである嘉州（四川省）峨眉山についても贅言を要しないであろう。普賢菩薩示現の地とされる峨眉山については『峨眉山志』があつて、『中国仏教史志彙刊』第一輯に収録される。白水普光王寺は現代で言う万年寺である。本文中では次のように解説する。

万年寺は即ち白水寺なり。昔、蒲氏、仏に事うる旧址にして寺の創らるるは晋の時よりす。唐の慧通禪師、精修す。唐人、広濬禪師の弾琴の処と聴くは、即ち此の寺なり。宋に在りては白水普賢寺と為す。内に勅建もて鑄する大士の銅像並びに殿の高さ十余丈なるあり。太宗、真宗、仁宗、俱に宝供を御賜さること有り。三たび回祿を經て存するなし、云々。

『同書』巻七には、蘇軾の「白水寺」、方孝儒「白水寺」などの詩文も収録される。また『新版峨眉山志』（民国二十五年印本）の「図二十五」には伽藍図が収録されている。現代中国にお

ける峨眉山觀光の中心寺院の一つで、写真集などによって紹介される事が少なくない万年寺について、『中国名勝詞典』(上海辞書出版社、一九八一年)に言うところを見ておきたい。

万年寺は峨眉山に在る。山麓の報国寺から登って約一五キロ。峨眉山の主要寺院の一つである。晋代に創建され普賢寺と名づけられ、唐代に白水寺と改名された。宋の時にはまた白水普賢寺と名づけられ明の万曆年間に勅して聖寿万年寺と改められた。もともと殿宇は七重で、規模は宏大だったが、のち数度にわたって興廢した。一九四六年、大火となり、明代の磚殿を除いてすべてが灰燼に歸した。現在の殿宇の二つは一九五三年に重建されたものである。磚殿は明の万曆年間に建てられたもので、外部は一六米、一辺一五・七米のドーム型の無梁殿である。殿内には北宋太平興国五年(九八〇)に鑄造で普賢菩薩が六本の牙を持つ白象に乗っている銅の像一体がある。高さは約七・三米(白象と仏の高さが半分ずつほど)、重さ六二トンである。殿内の四方の壁の下部には小龕二四個があり、それぞれに鉄製の仏像一体が納められる。上部の横龕六段には小さな銅の仏像三〇七体が並べられていて、細工は精密である、云々。(同書、九二二頁)

ところで聖節に当たつての試經得度について『慶元条法事類』卷五〇の「道釈令」は次のように述べる。一部読みきれ

ていないが、あえて掲げておく。

諸もろの、童行を撥度せんとするものは、主首、行止を保明し、人数、姓名、年、甲郷貴貫、寺觀の師主の法名、習う所の経業を具し、聖節前参拾日に、本州にて録奏せよ。即ち己に奏するも、逃死し、或いは故有りて度に應ぜざる者は事因を具して尚書礼部に申せ。度牒、己に到る者は書を批して繳納せよ。

諸もろの寺觀の、聖節に童行を撥度するに遇いて、応じて併せ度す者へ謂うに三年に五人、五年に四人の類の如しは、年内の撥度を均しくして零数なる者有れば、最後の壹年に併せ度すを聽す(紫衣、師号も此に准ず)。

諸もろの泛く童行に度牒を賜るに(謂うに内に降し、若しくは進奉・回賜・生日に陳べて乞うの類なり)、綱維、主首、本師、違法なきことを保明すれば、乃ち其の聖節に應に撥度する恩沢を給うべし。係帳せる童行無くば、乞いて紫衣、或いは師号を回換するを聽す。

諸もろの寺觀の、聖節及び毎年を以て紫衣を撥賜する者は、須く行業有りて衆に服せらるるべし。乃ち保明して州に申し、勘会して奏すべし。

諸もろの寺觀の、曾て御書を賜り、見に収掌せる者は、聖節の撥度に過うに係帳に上名せる童行は仍ち試を免ず。

(新文豊本、四六八頁)

また「受戒」の項には次のようにある。

受戒 勅令格

勅

戸婚勅

諸もろの戒壇の、聖節に遇うに非らざるに輒ち開きて受戒し、並びに之を受くる者は、各おの徒貳年なり。壇に臨みし主首と同罪なり。

(新文豊本、四七五頁)

右の一文からすれば、受戒は随時行われるわけではなく、聖節のみであったことになる。この点、後攷を俟ちたい。

〈永井〉

(70)

〈原文〉

真宗咸平二年三月、福州言、兩浙僞命首僧二千九十四人、准詔試經、合格者、給公憑為僧。不者還俗。欲望更不比試、止勸会見在數給公憑、仍旧為僧。從之。

〈訓読〉

真宗咸平二年(九九九)三月、福州言く、兩浙、僞命の首僧二千九十四人、詔に准つて試經し、合格せる者には公憑を給り僧と為し、不る者は還俗せしめんことを。欲望むも更に比試せざれば、止だ見在の數を勸会して公憑を給り、旧に仍りて僧と為さんことを。之に従う。

『宋会要』道釈部訓注(四)(永井)

〈解説〉

僞命は正当でない君主から出る僭越の任命をさす。このように詔勅が発布された背景には、北宋の初めには五代に出家し公憑(度牒)を持つ一人前の僧(首僧)が少なからず居たからと思われる。先に述べたように『宋会要』は僧尼として「兩浙は二二二〇人」とするが、この数字には多分誤りがあると見てよい。いずれにしてもすでに宋建国以前から僧となつていた者にたいして、宋が主体的に試經得度を科したことになるが、かりに応試(比試)しない場合でも、現状を勘案して度牒を給付してよいとするのだから、この時点での強制力は小さかつたのかもしれない。ところが『宋会要』職官、祠部一三一七には、同年七月の詔勅として

真宗咸平二年七月詔す、諸州、童行を比試するに、只だ僧帳内に見管の人数を將つて、經業を比試し、合格の人数を具して申奏するを得たり。已に開落の人を將つて剩りを出すも度を放すことを得ざれ。

(第三冊、二六五八頁)

とある。開落は死亡や還俗による除名・除籍のこと。除籍者があつて余裕が出ても定數を守つて、勝手に得度させてはならないとする。これからすれば試經得度の成績がよくても、童行から正式に度牒を得て出家者になるのは各州の僧尼の定員の空席が必要ということになるのだが、見たように運用の

幅はかなりあったようである。塚本善隆「宋時代の童行試経得度の制度」(『同氏著作集』五、七〇頁) 参照。

〈永井〉

[71]

〈原文〉

三年四月詔、西京白馬寺兩院、毎年承天節時、逐院、度行者一人。

〈訓読〉

(咸平)三年(一〇〇〇)四月詔す、西京白馬寺の兩院に、毎年の承天節の時、院逐シテに行者一人を度せしむ。

〈解説〉

聖節の得度が西京(洛陽)の白馬寺にも許された旨を述べている。中国仏教史上最初に建立されたという白馬寺に兩院あったかは未詳ながら、現在、齊雲塔が残る地にかつて東白馬寺があったと言うから、それも含めて考えるべきなのであろうか。後效を俟ちたい。

〈永井〉

[72]

〈原文〉

工四年四月詔、在京并府略、外県僧尼、道士、女冠下、行者、

童子、長髪等、今後実年十歳取、逐処綱維寺主、結罪委カ妄保、委是正身、方得係賬。仍須定法名申官、不得將小名供報。尼年十五、僧年十八、方許剃度受戒。道士、女冠、即依旧例十八許受戒。

II 不得交互礼師。擅移院舍。如本師身亡、或移居院宇、即仰逐時申官、候改正賬籍、方得回礼師遷移居処。

III 所有転念経紙数卷数。一准久例施行、更不増減。

* I—III は便宜上付したもの。

〈訓読〉

I (咸平)四年(一〇〇一)四月、詔して在京并びに府略、外県の僧尼、道士、女冠の下、行者、童子、長髪等、今後、実年十歳をもつて取る。逐処の綱維、寺主、結罪妄保し、委かに是れ正身なれば、方めて係賬することを得。仍ち須らく法名を定めて官に申すべし。小名を將つて供報するを得ざれ。尼は年十五、僧は年十八にして方めて剃度受戒を許す。道士、女冠は即ち旧例に依り、十八にて受戒を許す。

II 交互に師を礼し、擅いままに院舍を移るを得ざれ。如し本師の身亡じ、或いは居せし院宇を移るときは、即ち仰いで逐時、官に申すべし。賬籍の改正を候ちて、方めて回りにて師を礼し居処を遷移するを得。

III 所有て転ずるところの念経の紙数、卷数は、一えに久例マに

准じて施行せよ、更に増減せざれ。

〔解説〕

Ⅰは、童行になることを許される年齢に関わる詔勅であるが、府略、外県などであるので当該の府や都市の郊外の意と捉え、この勅は地域を限定してのものとして推測しておく。また原文では「結罪妄保」とあるが、他の箇所用例では「結罪妄保」とあり、「妄」は誤りであろう。ちなみに雕龍古籍全文検索書シリーズ(16)電子版『宋会要』でも「妄」である。出家前の所行を点検し身元保証を確認することであろう。正身は当の本人、小名は出家前の名前、俗名、供報は報告、逐処はそれぞれの場所と理解しておく。また係帳とは、童行簿にその名を記録すること。そもそも童行になった者については、姓名、年齢、出家地、寺にやつて来た時間、受業師の名前などが童行籍に記載された。また偽の申告があつた場合の処罰規定もあつた。たとえば後に見る天聖八年の詔勅によれば、右のような童行になる条件に違反していた場合、「寺観の故さらに違いて容受すれば、人及び師主、三綱、知事、隣房、同住の僧道、並べて勘断を行す。本師は赦すに会うと雖も、仍ち勅して還俗せしむ。官司は常に覺察を行じ、人の陳告を許し、犯せる人の衣鉢資財を以て賞を給うも、五十千を過ぎず、云々」(七八六八頁)と、本人だけでなく、寺観側にも厳しい処罰が科せられたことが分かる。

ところで僧尼の出家の年齢について白文固等『中国古代僧尼名籍制度』は、『宋会要』や『慶元条法事類』を利用しつつ、咸平四年に一〇歳とされた年齢は、天聖八年(一〇三〇)三月には男性二〇歳以上、女性一五歳以上となり、嘉泰二年(一一二二)には男性一九歳、女性一四歳とされたと論じている。しかしこのような規定は必ずしも厳格ではなく、だいたい一〇歳前後で寺に入つて童行となるのが普通であり、差役は免除されていたとも言ふ。ただし白氏は童行になる年齢が引き上げられた結果、差役義務のある人が出家を望んだ場合は、義務が果たされてはじめて入寺が許されたという(同書、一一一頁)。また塚本善隆・前掲論文は、「思うに、北宋初期の道釈関係の制度は、多く、後周の制度を踏襲している」(同書、五八頁)と指摘し、『五代会要』一一二の文章を引用して、出家のための諸条件を掲げている。さらに『禪苑清規』巻九「訓童行」の次の規定に言及する。

童行の初め来たつて院に投ぜば、師主は審かに根源を問え。若し正因を具せば方に容納すべし。如し其れ意に衣食を困り、徭役を避けんことを規り、事に因つて遁竄し、及び父母の允さざる者は、並な留むべからず。

○投院の状式。

投院の童行、姓は某、名は某、年若干、本貫は某州、某県、某郷、某里の人事なりへ或いは是れ郭下の人事な

り。身に在りて並べて彫青、刑憲、諸般の違礙なし。今、生死事大の為に久しく空門を慕う。父母の情もて允許するを蒙り、捨てて本院に入りて出家して童行に為らんとす。如し父母なければ即ち「今院に投じて出家して童行に為らんと欲す」と云うべし。伏して乞う堂頭和尚慈悲容納せよ。謹んで伏す。年月日。前位を具し、某押送す。もし父母あらばすなわち連状して名を書せよ。住持人状を押し知事に付す。新到の童行、庫司において参礼し訖つて、行李を將つて童行堂に入り、堂主を参礼し訖つて、堂主掛搭せしめ、ならびに床位を指す。晩に至つて大衆に参ず。行者、堂を巡つて立定す。堂主新到を將いて参頭已下を礼すること三礼或は六礼す。(参頭已下)答礼せず。(新到)巡堂一匝して下位に立つ。いま規矩を具にすること後の如し。

(鏡島等『訳註禪苑清規』、三二二頁)

このような清規上の規定が、時代とともに守られなかったであろう事は想像に難くなく、塚本・前掲書が指摘するように南宋『慶元条法事類』巻五〇「違法剃度 勅令格」には次のようにある。

令

道釈令

諸もろの男の拾玖、女の年拾肆以下、或いは曾て還俗を

經、或いは身に文刺有り、或いは笞刑を犯し、或いは罪を避けて逃亡し、或いは祖父父母の聽許の文書なく、或いは男の祖父父母有りて子孫の丁と成るものなく、若し主戸の参丁に満たざるは、並べて童行と為るを得ざれ。即ち係帳を経て後、文刺有り、或いは笞刑を犯し、或いは踰濫(自首する者も同じ)、及び私罪を犯す徒は、各おの恩に遇い原と免れると雖も、亦た此に准ず。諸もろの僧道、總麻以上の尊長の拜を受け、及び収めて童行と為すことを得ざれ。

(新文豊本、四七四頁)

この令に違反する人を密告することも認められていた。「賞格」を掲げておく。

賞格

諸色の人、告して、私自に披剃し、或いは私に人を度して僧道と為し、若しくは偽つて冒す者、並びに応に毀納すべき度牒を以て、乞われて人に売り与え、及び買ひ受け、若しくは盗み詐りて、之を冒さんと欲する者(公人の亡き僧道の度牒を將つて盗みて人に売りて与え及び買ひ受け、洗いて書愼を改むるも同じ)の、已に度す者は、錢貳伯貫(童行に係わり告して度牒、剃度を給与するを獲るが如し)未だ度せざる者は、錢伍拾貫なり。

(新文豊本、四七五頁)

IIは、剃度授戒に関わる年齢制限、寺を変える場合の届などについて述べる。

IIIは試経にあたっての念経の紙数などを定めるもので、先にみた「童行念経百紙、或読五百紙、長髮念七十紙、或読三百紙合格」などとあるのを指すものであろう。この数字は本文〔59〕、〔64〕、〔68〕においてすでに指摘してある。

〈永井〉

〔73〕

〈原文〉

五年十月詔天下、有竊買祠部牒、冒為僧者、限一月隸軍籍、陳首積其罪。違者論如律。少壯者隸軍籍。

〈訓読〉

(咸平) 五年(一〇〇二) 十月、天下に詔するに、竊かに祠部牒を買い、冒して僧と為る者有れば、一月を限りて軍籍に隸せしめ、陳首すれば其の罪を積せ。違う者は論じて律の如くせよ。少壯の者は軍籍に隸せしめよ。

〈解説〉

前項は童行に関わる詔であったが、本条は度牒(祠部牒)を金銭で購入して私度僧となった場合の処罰の規定であり、最長一ヶ月の間、軍隊に所属せしめる。陳首は自首の意味で

あろう。自首してきた者は罪を許すが、違反を隠している者は、律によって処罰し、若ければそのまま軍隊に所属させよとする。律によって処罰するというのは、『四分律』卷三二から三五「受戒慥度」などで説かれる十三遮十難とされる出家を許さないさまざまな条件を指すのであろうか。

なお右とほぼ同文が『続資治通鑑長編』卷五三の咸平五年の条に見える。度牒の売買をめぐっては塚本善隆「宋の財政難と仏教」(同氏・著作集五)、高雄義堅「宋代の度及び度牒制」(諸戸立雄「南北朝・隋・唐・五代の童行と度牒の制」(同氏「中国仏教制度史の研究」所収) などがある。詳細は右の諸論に譲るものとするが、要は唐の玄宗の天宝六年(七四七)に初めて授けられたという「度牒」は、初授の年代については異説があるが、一国の側からすれば増加し続ける僧尼の数を制限コントロールし、またその質を保つ意味で必要なものであった。また僧尼になることを希望する側からすれば、求道の生活を国家から保障してもらえろという意味で必要なものであった。しかし兵役や租税逃れのために度牒を希望するのは後を絶たず、また財源に逼迫しがちな国家財政を救うために、度牒の制が始まって間もなくその売買が行われるようになり、宋代になると国家によって本格的に「空名度牒」が発行されるに至った。宋朝による度牒売買の始まりは治平四年(一〇六七)とも、熙寧元年(一〇六八)とも言われるが、

ともかく神宗代に陝西省の転運使に飢饉救済の目的で一〇〇〇道の度牒が下賜されたとされ、一道一三〇貫であったという。そしてその数も、熙寧初年の時に三四千、元豊元年(一〇七八)に八三六〇、翌二年には一月までに七九四二、同五年には九八九七、六年には一〇月までに八千に及んでいるという。また価格も次第に増加する傾向にあり、最高で一道一二〇〇貫の時もあったことが、塚本・前掲論文によつて指摘される。度牒を売り出す一方、度牒を購入して僧となったものを取り締まるという矛盾した政策をとらざるを得なかつたほど僧尼の数に変動、特に増加があつたことにならう。

ではここで言う一道一三〇貫という値段はいかほどのものなのであろうか。永井政之「禅宗五山の経済構造―天童寺と阿育王寺の場合」(『中国禅宗教団と民衆』所収)を参考に考えれば次のようになる。すなわち米価は時代によつて変動があるから一概には言えないが、たとえば衣川強「官僚と俸給―宋代の俸給について続考―」(『東方学報』京都四二、一九七二)によれば、南宋の米価は一升一五〇六銭を中心として一二〇三銭から二四〇五銭を上下したという。一応一升を一五銭と仮定するなら、一三〇貫で約八六六七升(八六六・七斗〇二一六・六俵)となる。これは粳米であるから精米による目減りを五割と見ればおよそ白米一〇八俵となる。一俵六〇kgとして、現代では一キロの米価はおよそ三〇

〇円とみれば三〇〇円×六〇kg×一〇六俵〇一、九四四、〇〇〇円となるから、およそ度牒一道二〇〇万円となるらうか。計算上、飢饉にあえぐ陝西省に、現代で言えば二〇億円の援助がなされたことになるから、往時とすれば大変な金額といえる。

〈永井〉

[74]

〈原文〉

六年五月詔、僧人等、或全無出家文字、及受業处、簿籍、主首法眷保明、買得祠部者、限一月内自首。自首者放罪。任便帰俗。或出限不自首者、依法断。違仍勒還俗。如内有自来、曾作凶惡過犯者、即配軍。

〈訓読〉

(咸平)六年(一〇〇三)五月、僧人等、或いは全く出家の文字、及び受業の処の簿籍、主首、法眷の保明なくして祠部を買得せし者は、一月の内を限りて自首せよ。自首せし者は罪を放し、任便に帰俗せしむ。或いは限りを出るに自首せざる者は、法に依りて断じ、違ふものは仍ち勒して還俗せしむ。如し内に自ら來たる有るも曾て凶惡過犯を作せし者は、即ち軍に配す。

〔解説〕

「出家の文字」の意味が定かでないのだが、「出家の意志なく」と理解しておきたい。文全体の内容は、出家の意志なく、あるいは童行として童行籍に記録されず、また住持たちによって身元が保証されていない者が祠部（祠部牒Ⅱここでは空名度牒）を購入した者が一ヶ月以内に自首したら罪を許し、還俗させるとする。一ヶ月を過ぎてても自首しない者は法律を適用して判断し、違反している者は勅によって還俗させる。もし期限以内に自首した者でも、以前、凶悪な罪を犯した者であつたら軍隊に配属する、の意とならう。

『慶元条法事類』巻五〇は還俗に関して次のように言う。

名例勅

諸もろの、僧道の、度牒を亡失するは還俗なり。

戸婚勅

諸もろの、応に毀納すべき度牒を以て、乞われて人に売り与え、及び買い受けへ盗み、詐取するも同じ、之を冒さんと欲する者は、各おの徒貳年なりへ公人、將に繳到すべき亡き僧道の度牒もて、盗みて人に売り与え、及び買い受け、書填を洗い改むる者は此に准ず。並べて人の告ぐるを許す。赦すも參拾日に到るも改正せざれば、復た罪すること初めの如し。

諸もろの、僧道の度牒は、応に官司に於いて書填すべし。

『宋会要』道釈部訓注（四）（永井）

輒ち擅いままに書填する者は徒貳年なり。

雜勅

諸もろの、水火盜賊に困りて、制書、官の文書は勿論、僧道の度牒を毀失しへ人に毀失さるる者も同じ、滿拾日しても申さざるは還俗なり。

諸もろの、制書、官の文書を以て財物に質当し、及び之を質当する者は、各おの杖壹佰なりへ僧道の、師号、紫衣、度牒、或いは公を以て質当する者は、仍ち還俗なり。人の告ぐるを許す。財物は官に没す、云々。

（新文豊本、四七二頁）

〔令〕は省略

賞格

諸色の人の、告して、応に毀納すべき度牒を以て、乞われて人に売り与え、及び買い受け、若しくは盗み、詐りて之を冒さんと欲する者へ公人の、亡き僧道の度牒を將つて盗み売りに人に与え、及び買い受け、洗いて書填を改むるも同じを獲るに、已に度する者は錢貳伯貫へ童行に係わり告して度牒、剃度を給与するを獲るが如し、未だ度せざるは錢伍拾貫なり。

告して僧道の師号、紫衣、度牒（公憑も同じ）を質当するを獲れば錢參拾貫なり。（新文豊本、四七三頁）（永井）

表1 I建隆元年(九六〇)からⅥ熙寧十年(一〇七七)における僧尼道冠の総数と比例の推移

	A 僧尼道冠合計	B 道冠合計	B 道冠：C 僧尼	C 僧尼合計
I 建隆元年 (九六〇)	—	—	—	67,403 (14.7)
II 天禧五年 (一〇二一)	479,191(100.0)	19,606 (100.0)	4：96	458,854 (100.0)
III 景祐元年 (一〇三四)	454,388(94.8)	19,538 (99.0)	4：96	434,262 (94.6)
IV 慶曆二年 (一〇四二)	416,707(87.0)	19,680 (99.2)	5：95	396,525 (86.4)
V 熙寧元年 (一〇六八)	274,182(57.2)	18,746 (95.3)	7：93	254,798 (55.5)
Ⅵ 熙寧十年 (一〇七七)	251,785(52.5)	18,513 (94.5)	8：92	232,564 (50.7)

表2 II天禧五年(一〇二一)における各地域の僧尼と道冠の比例表

	A 道冠数	A / B	道冠：僧尼	C 僧尼数	C / D
東京	959	4.8	4：96	22,941	5.0
京東	560	2.8	3：97	18,159	4.0
京西	397	2.0	2：98	18,219	4.0
河北	364	1.8	1：99	39,037	8.5
河東	229	1.2	1：99	16,832	3.7
陝西	467	2.4	3：97	16,134	3.5
淮南	691	3.5	4：96	15,859	3.5
江南	3,557	18.0	6：94	54,316	11.8
兩浙	2,547	12.9	3：97	82,618	18.0
荆湖	1,716	8.7	7：93	22,539	4.9
福建	569	2.9	1：99	71,080	15.5
川陝	4,653	23.5	8：92	56,221	12.3
広南	3,079	15.6	11：89	24,899	5.4
合計	20,337 [B]		4：96	458,854 [D]	

表3 北宋期の総人口に対する道冠僧尼の占める割合

	A 総人口	B 道冠僧尼 合計	B / A	C 道冠 合計	C / A	D 僧尼 合計	D / A
II 1021 年	19,930,320 (100.0)	479,191 (100.0)	2.4	19,606	0.10	458,854	2.30
III 1034 年	26,205,414 (131.5)	454,388 (94.8)	1.7	19,538	0.08	434,262	1.66
IV 1042 年	22,926,101 (115.0)	416,707 (87.0)	1.8	19,680	0.09	396,525	1.73
V 1068 年	23,068,230 (115.7)	274,182 (57.2)	1.2	18,746	0.08	254,798	1.10
Ⅵ 1077 年	30,807,221 (154.6)	251,785 (52.5)	0.8	18,513	0.06	232,564	0.75